

日本司法支援センター中期目標

平成26年2月28日

法 務 大 臣 指 示

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が設立されて8年になる。この間、支援センターは、法による紛争解決制度の利用をより容易にするとともに弁護士・司法書士その他の法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の中核として重要な役割を果たし、利用者である国民等のニーズに应运てきた。今後も、これまでに増して国民等にとって有用な法人に成長しなければならない。

支援センターは、従前の業務に加え、第2期中期目標を策定した時点で想定していなかった新たな役割が期待されるに至っている。一つは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者の援助である。未曾有の災害により、被災者は多くの法的問題を抱えるに至り、その解消、軽減のための援助が求められている。支援センターは、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）に基づく東日本大震災法律援助事業（以下「震災法律援助事業」という。）を新規業務として、これを中核に被災者援助を実施してきたが、今後も更に十全を期し、震災被害からの復旧・復興の一助とならなければならない。また、今後、大規模災害が発生した際に、支援センターが迅速に必要な援助をなすよう、準備を怠らないことも必要である。

もう一つは、高齢者・障害者に対する、その特性を踏まえた援助の展開である。総合法律支援法は、支援センターに対して、高齢者・障害者がサービスを利用しやすくなるよう特別の配慮を義務付けているところ、今後、到来する超高齢社会を見据えた支援が必要である。高齢者・障害者については、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でなかったり、意思疎通自体が困難であるなどの理由で自ら法的支援を求めることができない例が潜在していることが明らかになってきたところであり、これらについては、支援センターが福祉機関や民間の取組等と連携を図り、当該高齢者・障害者にアウトリーチ

するなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく必要がある（この取組を便宜上「司法ソーシャルワーク」という。）。

支援センターの実施する各業務は、既存の業務も新規の業務も国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しているところであり、極めて公共性が高い。支援センターは、その業務運営について常に国民等の立場から取り組み、これまで以上に国民等に親しまれ、頼りにされる存在となるように取り組むべきである。

このため、総合法律支援を的確に実施するとともに、効率的で効果的な業務運営を実施するため、計画策定に当たっては、可能な限り具体的かつ定量的な目標を策定し、支援センターの経営方針を明確にする。そして、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、第三者が到達度を検証可能なものとする。また、既往の閣議決定等を示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

そこで、支援センターが適切な業務運営を通じて、その期待される役割を十分に果たすことができるよう、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第40条第1項の規定により、支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

支援センターの中期目標（第3期）の期間は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

第2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

1 業務運営の基本的姿勢

(1) 総論

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心がける姿勢を基本とする。

支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等

について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。

(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実等

ア 震災法律援助事業による援助の充実

震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズをどの程度満たせているのか分析した上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。

イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実

東日本大震災の被災地・被災者のニーズに応じて、支援センターが持つノウハウを有効利用し、震災法律援助事業以外の手法による被災地・被災者の援助拡充を図る。

(3) 高齢者・障害者等に対する援助の充実

常勤弁護士の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組（福祉機関等との連携及び出張法律相談等のアウトリーチ的手法等を活用した高齢者・障害者に対する援助）については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、効率的かつ効果的に事業を実施する。その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。

2 組織の基盤整備等

(1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

職員の採用及び配置等は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。

職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。

その際、支援センターの有する公共性や、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い視野をもって自らの能力を活用することについての意欲を有し、支援センター本部が決定した業務に関する方針に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る。

また、職員の能力の向上等のため、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行うとともに、人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

常勤弁護士については、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域への配置を行う。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。

常勤弁護士の業務との関連性にも留意しつつ、常勤弁護士が受任した事件数、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握・分析するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されているところ、そのた

めの態勢整備を図る。なお、被災地自治体等への法的援助については、当該災害等発生地域の弁護士会等との連携を前提とした必要最小限のものとする。

その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。

また、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直すものとする。

イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な取組に適切に対応するため、職員に対し、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、その能力の向上を図る。

支援センターの中核となって職務を行う人材を育成するため、能力等の高い者に対し、他機関等への研修等派遣や人事交流等によって多様な経験を積む機会を与えるよう努める。

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、民事法律扶助事件の受け手となる弁護士・司法書士が少ない地域、国選事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、民事法律扶助事件の受任者の確保態勢、捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢等の全国的に均質な確保を図るべく、一般契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。

3 組織の適正性堅持

(1) ガバナンスの強化

支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性・公益性の高いものであることに鑑み、本部においては、迅速かつ適切な意思決定を行うための体制の充実・強化に努め、地方事務所等においては、利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できるよう態勢の構築に努める。

常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うことはもちろんであるが、支援センターの業務の性質に鑑み、本部が決定した業務に関する方針については意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

(2) 監査の充実・強化

国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援センターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を実施するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制に基づく厳正な内部監査を充実させる。

(3) コンプライアンスの強化

支援センターが業務を行うに当たって法令や諸規程が遵守される体制を確立・強化するとともに、不祥事や過誤の発生を防止するための具体的措置を検討・実施する。

(4) 情報セキュリティ対策

政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を推進する。

4 関係機関等との連携強化

(1) 効果的な連携方策の策定

支援センター本部又は地方事務所は、支援センターの運営の参考とするための関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議等を開催する。これら会議の構成については、支援センターの業務内容を踏まえ、公正性・中立性かつ多様性を確保する。

会議形態を採るもののほか、各業務を実施するに当たり、窓口対応専門職員の活用を図るなどして、利用者に対する充実したサービスの提供を図るために最適な方法での関係機関等との連携の維持・強化を図る。

(2) 連携強化のための体制構築

支援センターの業務運営に当たっては、自治体又は福祉機関・団体等の関係機関との間の極めて密接な連携が必要とされることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部に地方自治・福祉の知識・経験を有する者を起用し、そのような知識・経験を有する者を職員として採用ないし育成するなど、連携強化のための多様性のある体制の構築を

行う。

5 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務，国選弁護等関連業務の報酬・費用については，その立替・算定基準について多角的な視点から検討を行い，その結果の適切な反映を図る。

6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

支援センターは，その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性の高いものであること等に鑑み，自然災害等が発生した場合においても業務の継続が可能な態勢の構築を図る。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1 支援センターの業務全般に関する効率化

(1) 総論

支援センターは，主に国費によりその業務を運営する法人であることから，可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め，以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか，業務運営全般につき，適時適切な点検・見直しにより，効率的かつ円滑な業務運営を図る。

(2) 一般管理費及び事業費の効率化

役職員の報酬，給与について，引き続き，国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持，柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。人件費及び公租公課以外の一般管理費及び事業費について，無駄を排除するとともに，一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正性を維持し，全体として効率化に努める。

効率的な運営を図る観点から，集約化やアウトソーシングの活用等により，支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

(3) 事務所の業務実施体制の見直し

ア 出張所

出張所については，取扱件数，利用者の利便性等，地域における法的ニーズの把握に努め，設置の可否や職員配置について不断の検討

を行い、必要な見直しを行う。

イ 司法過疎地域事務所

司法過疎対策地域事務所の設置に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、日本弁護士連合会が取り組んでいる司法過疎対策との連携を強化することを前提に、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。

また、司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、業務量を踏まえた必要な見直しを行うとともに、担当する事件の性質により、事件処理件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置の必要性について十分な説明責任を果たす。

2 事業の効率化

(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

コールセンターにおける情報提供について、業務量の変動を踏まえつつコストの検証を行い、質を維持した上で効率化できるか不断に検討する。

(2) 民事法律扶助業務（震災法律援助業務を含む。）

審査の適正を確保しつつ、書面審査・単独審査を活用するなどの方法により、事務手続の平準化・合理化を図る。

被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの場合における常勤弁護士を活用した共同受任に積極的に取り組むなどして、事件処理の合理化・効率化を図る。

(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にしたうえで、事務を適切に分担し、事務手続の合理化・簡素化を図る。また、複数事件の包括的な委託の活用により、業務運営の効率化を図る。

(4) 司法過疎対策業務

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携し、支援センターの既存のインフラを活用するなどした司法過疎地域への弁護士誘導等の方策を検

討し、その実施を図る。

第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 情報提供業務

(1) 情報提供業務の質の向上

コールセンターのオペレーター等に対する覆面調査や研修の実施等によりオペレーター等の質を向上させ、利用者に最適で質の高い情報を提供して関係機関への橋渡しを行う。利用者や支援センターと連携する関係機関からの意見を適切に業務改善に活用できる仕組みを構築し、常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供、各種被災者支援情報を始めとする利用者に役立つ支援情報のフォローアップに更に配意するなど、必要に応じ情報提供の内容や方法の改善を行う。

(2) 法教育に資する情報の提供等

国民に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいこと、法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。その取組に当たっては、年度計画において具体的な指標ないし事業計画を策定した上でこれを実践する。

2 民事法律扶助業務

利用者の情報不足を解消する方策、地理的不便性を解消する方策等利用者の立場に立った運用のための具体的措置を検討し、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、これを実践する。審査の適正を確保しつつ、事務処理方法の工夫等により、援助申込みから必要な援助の提供までの期間について、具体的な指標を策定した上で、迅速・適切な援助を行う。

また、法律相談援助において、利用者のニーズをどの程度満たせているのか分析した上で、利用者に対して援助内容・負担費用の違いを十分に説明するとともに、利用者の自律性を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。

3 国選弁護等関連業務

(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場

を設けるなどして、迅速かつ確実に、国選弁護士等の選任等が行われる態勢の確保を図る。裁判所からの国選弁護士等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間について、具体的な指標を策定した上で、迅速・適切な指名通知を行う。

(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実に迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。

裁判員裁判対象事件については、各地方事務所が、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と努める。

また、裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に資するよう努める。

(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

4 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上

犯罪被害者等に対して的確な情報を効率的に提供するなど、犯罪被害者等に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、犯罪被害者等の援助を行う団体その他の者との連携の維持・強化を図り、ニーズのくみ上げを行い、その成果を業務に反映する。

職員の接遇による二次的被害がないよう、犯罪被害者等の心情に配慮した接遇を行うための研修を行い、職員の犯罪被害者等に対する対応能力を向上させる。

各地方事務所において、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士を

紹介する態勢整備・拡充を図る。各地方事務所は、犯罪被害者等の援助に精通している女性弁護士を複数名確保し、更なる増加に努める。

経済的に余裕のない犯罪被害者等が、民事法律扶助制度を適切に活用して被害回復を行えるように、適切な情報提供を行い、犯罪被害者等からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速に援助を開始し、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士の選任などを通じ、充実した支援の実施に努める。

(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。

第5 財務内容の改善に関する事項

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の1ないし4の取組を行う。

1 自己収入の獲得等

寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。

また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得に努める。

2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等の管理・回収が民事法律扶助業務の重要な一要素であることを踏まえ、以下の(1)ないし(3)の立替金債権等の管理・回収の取組を行う。

(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

債権管理システムの導入によって得られたデータを活用し、関係部課が十分に連携するなどして、民事法律扶助の被援助者の属性や立替金等の償還状況を分析し、その償還の滞納の理由・事情に応じた効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収の取組を実施する。

(2) 償還率の向上

立替金債権等の管理・回収についての取組が適切に反映され、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に管理・回収が行われたかが検証可能な指標として償還率を定義付けた上、その償還率の向上を図る。

(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況（実績等）や立替金債権等の償還総額等に関する情報・データを業務実績報告書で開示する。

3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築

地方事務所ごとに立替金等の悪質な償還滞納者等への対応が異なることがないように、本部において統一的な対応方針を策定し、各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに、必要に応じて公表する。

4 財務内容の公表

財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 認知度の向上に向けた取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在・役割を認知できるよう、窓口対応専門職員を活用するなどして地方公共団体等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に支援センターの認知度を高める。

2 業務運営の体制維持

利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。